

職業安定分科会(第193回)	資料3-2
令和5年 3月 29 日	

雇用調整助成金リーフレット

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を受給（又は申請）した事業主の皆さんへ

雇用調整助成金 不正・不適正に 受給していませんか 労働局は積極的な調査を行っています

**受給した助成金*について、自ら調査を行い、
不正・不適正の場合は、自主申告をしてください！**

こんなことはありませんか？



- 休業として申請したが、実際には出勤している社員がいた
- 雇用関係にない者を含めて申請している
- 申請内容に誤りがあったが、そのままにしている
- 支給申請は従業員や知人に任せているから安心だ



会社の代表の皆さん、こんな風に考えていたら要注意！

- 自分は実態を把握していないが、休業を指示しただけで問題は無い
- 実務を把握している社員に任せているから大丈夫
- 申請は、助成金をよく知る代理人に任せているから問題ない



**代表者が意図的かどうかにかかわらず、自主申告のない場合、
不正に受給した会社（事業主）は公表されます！**

本来もらうことのできない助成金は、**不正受給・不適正な受給にかかわらず、原則として会社（事業主）へ返還を求めます。**

代表者が知らなかつたとしても、調査の結果、不正受給と判断されることもあります。

不正受給に該当する場合、労働局ホームページに「事業主名及び代表者名」などが公表されます。

※ 申請を行った場合（まだ受給していない場合）も含みます。

少しでも思い当たるところや不安があれば、裏面をチェック！

不正・不適正な助成金であれば自主申告してください



自主申告ではない不正受給事案については、例外なく事業主名を公表します*

* 支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

労働局が調査を行う前に、自己申告をする必要があります。

- 「調査が来るまで黙っておこう」
 - 「不適正のうち一部だけ自主申告しておこう」
- は通用しません。

労働局は予告無しの調査を積極的に実施しています。また、自主申告を踏まえた調査も行います。

自主申告について

自主申告した場合はどうなる？

仮に、不正受給に該当した場合であっても、

受給した金額 + 違約金 + 延滞金

を迅速に返還していただければ、**事業主名の公表を原則として行いません***。
ただし、公表されないからといって、**安易に不正受給することは許されません。**

* 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。
また、特に重大又は悪質の場合は非公表の対象から除きます。

* なお、返還できないため、公表となる場合であっても「自主申告したこと」を公表する際に記載します。
また、全額の返還・納付後は労働局ホームページから削除することが可能です。

自主申告の方法

- 不正・不適正にかかわらず、速やかに申請した都道府県労働局にその旨をご連絡ください。
- 要件に合致しないことがわかる書類を労働局に提出してください。
- 「全体は調査中だが、一部で不適正な部分が見つかり、まずは自主申告したい」という場合は、調査中であることも含めて申告をしてください。

書類保存について

雇用調整助成金等を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日から起算して5年間保存する必要があります。当該書類を保存していない場合も、（不正受給ではなくとも、）不適正に該当する場合があるため、ご確認の上、申請労働局にその旨をご連絡ください。